

脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー活用等に関する連携協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と千代田区（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの活用等の取組を連携して実施することに関し、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の地域活力を最大限に発揮して、再生可能エネルギーの活用等の取組を推進し、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

(1) ソーラーシェアリング（農地法（昭和27年法律第229号）に基づく一時転用許可を受け、農地等に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立て、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。）による再生可能エネルギーの創出、導入及び利用拡大並びに当該事業を行う農地等を利用した有機農産物活用、農業体験による都市農村交流に関すること。

(2) 甲及び乙それぞれの住民が環境学習できる事業の実施に関すること。

(3) 次世代型ソーラーセル（ペロブスカイト結晶構造を用いた太陽電池をいう。）の普及啓発に関すること。

(4) その他甲及び乙の協議により必要と認める事項に関すること。

2 具体的な連携事項については、甲及び乙が合意の上、別に定める。

（環境への配慮）

第3条 甲及び乙は、前条の連携事項の実施に当たっては、できる限り環境に配慮するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面（電磁的記録を含む。）により特段の申出を行わない場合は、同一内容で更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙が、協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈につき疑義等が生じた

場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年7月5日

甲 千葉県匝瑳市八日市場八793番地2
匝瑳市

市長 宮内 康幸



乙 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区

区長 樋口 高顕

